

収入保険と野菜価格安定制度の 同時利用に関するQ & A

問1 収入保険の加入者が野菜価格安定制度の補給金を受け取った場合、収入保険の補てん金はどうなるのですか。

(答)

収入保険の保険期間中に受け取った野菜価格安定制度の補給金（雑収入に計上する金額）を、当該保険期間の農業収入金額に加算することで、収入保険の補てん金の計算上、両制度の補てんの重複を排除することになっています。

問2 収入保険の加入経験がある者も、収入保険と野菜価格安定制度を同時に利用することができますか。

(答)

今回の特例は、収入保険の加入経験がない方を対象としたものです。既に収入保険に加入されている方は、野菜価格安定制度の同時利用はできません。

問3 令和4年1月から収入保険に加入し野菜価格安定制度を同時利用した場合、令和6年1月からの収入保険にも必ず加入しなければいけないのですか。

(答)

収入保険と野菜価格安定制度を同時に利用された方が、引き続き収入保険に加入するか否かについては、それぞれの加入申請期限（個人の場合、毎年11月まで）までに判断していただくこととなります。

**収入保険に関心のある方は、全国農業共済組合連合会
又は相談窓口（農業共済組合等）へお問い合わせください。**

全国農業共済組合連合会

〒102-0082 東京都千代田区一番町19番地

TEL：03-6265-4800(代)

ホームページ：<http://nosai-zenkokuren.or.jp/>



(ホームページ)



(Facebook)



収入保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>

〈お問い合わせ先〉

農林水産省経営局保険課 (03-6744-7147)